

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年11月19日（木）16:12～16:25
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

#### <関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

田中 誠也 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 粒子線治療装置海外輸出促進事業について
  - 3 閉会
- 

○田中参事官 それでは、お待たせいたしました。最後のこまになりますけれども、法務省さんより、本日は、粒子線治療装置海外輸出促進事業に関しましての省令と在留審査事務の取り扱いについての通知について御説明をいただきます。

本日は八田座長御不在でございますので、阿曾沼委員に座長をお願いしております。よろしく申し上げます。

○阿曾沼委員 いつもありがとうございます。

では、早速御説明をお願いします。

○根岸室長 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。いつもお世話になります。

以前に一度、このワーキングで省令案の原案を御説明させていただきましたが、粒子線治療に従事をされるというか、その臨床修練をされる方々、それと、その臨床修練をされる外国医師等の方々と一緒に来られる医学物理士等の方々、そういう方々について研修の在留資格を認める際に、現行の法務省の省令に基づきますと、研修の場合ですと、通常、

短い期間研修されて戻りますので、1回当たりの許可が最高1年になっているということで、長い期間が必要な場合もまれにはありまして、そういう場合には1回、期間更新をまたしてもらおうという形になっているのですけれども、今回は、この特区の枠組みの中で、自治体のほうで個別にちゃんと指定もしていただいて、ここの機関であるということもちゃんと特定もしていただいて、特区の趣旨にそぐうようなところですので、1年以上を超えるような期間を研修されるのであれば、そういうことも実際に予定されているようですので、そういう場合であれば、あえて地方入管に期間更新にわざわざ来ていただかなくても、最初から2年という許可が可能ないようにしましょうという特例でございます。

お手元に省令案と私どもの現場向けの通知案があると思いますけれども、この省令案につきましては、前回、案の段階で御説明をしたとおりです。その後、パブリックコメントの手続を経まして、特段修正すべきような御意見はありませんでした。やや誤解等に基づきまして、こういう研修は1年なんか超えないのではないかと、だから2年なんて許可する必要はないのではないかとというような御指摘の御意見がありましたけれども、短い研修については1年を許可すればいいわけで、例えば11カ月で終わる場合は、それは当然1年を許可しますし、長い場合にだけ2年を許可するということですので、余分な期間を許可するという趣旨ではありませんよというようなことで御説明する予定にしております。

ということで、内容は前回と重複しますので、省令案の詳細の説明は省かせていただきますけれども、あわせて、横書きのほうが、我々のほうで地方入国管理局、実際に審査をやる現場に通知する予定の通知案でございます。

柱書に若干説明がありまして、記以下のところで、1で特例措置の内容について改めて書いております。こういうものですよということを、この省令にそぐうような形で書いております。

2ページ目(3)で特例措置の要件を書いておりますけれども、これが省令の具体的な要件で書いてある部分と同じことが書いております。

具体的な取り扱いを2以下で書いております。審査をこういうふうにやります。一般的な基本的な審査をやりつつ、この省令の要件である特区内に受入機関があって、地方公共団体からこの事業をやる機関として指定を受けていますよというようなこと。それから、本国で所属する機関の業務の一環として派遣されるものですよというような、これは結局省令とダブリますけれども、この通知を見れば審査ができるような形で改めて書き直してあります。

それを立証する資料として、イのところですが、指定を受けていることを証する文書、自治体のほうで指定をする文書を出していただければということですので、それを立証資料として出していただきます。念のため、ホームページ等でもそれは確認ができるようになるかと聞いておりますので、そういうことは、アの審査の(ア)の※で注書的に書いてございます。

同じように、本国の所属機関の業務の一環として来るのですよということがわかるよう

な文書、派遣状的なもので確認をします。

決定する在留資格は「研修」です。だからこそ、今回この研修の特例をつくったわけです。

3 ページ目の上のほうのエ、在留期間というところが、この特例措置にかかわるところで、通常研修ですと、幾らこの通知で2年ですといっても、省令にありませんので、通知では省令違反できませんので決定できなかったのですけれども、省令で特例をつくってありますので、この特例の対象の人については2年を決定できますよと。1年を超えるような研修の場合については2年ですよと。もちろん、1年を超えない場合については通常どおりですよということを記載してございます。

期間更新などが、今回これは2年をつくりますので、余り期間更新を想定していないのですけれども、もちろん、この形で入ったとしても、例えば1年の予定で来て、実は若干予定が変わってきて、あと2カ月必要なのです、例えばそういうこともあり得る。ほかの在留資格でもそうですが、予定外ということもあり得て、それは合理性があれば許可をするということになりますので、そういう特別な事情があるのかどうかということ審査しますよという、これは通常どおりのことを記載してございます。

それから、(3)で在留資格の変更。これは研修ですので、ここで学んだことを持ち帰ってもらうということですから、一般的には変更は認めません。ただ、たまたまですけれども、人間ですので、いらっしゃる間に日本人と結婚しました、身分関係ができました、「日本人の配偶者等」という在留資格に変更しますと、これは今でも、ほかの在留資格でもある話です。例えば技能実習とかですね。まさに学んで帰る予定だったのだけれどもということもあり得る話で、そういう場合については認めます。あるいはやむを得ない事情があって、あと、出国準備のための期間だけ、在留期限が来週で切れてしまうのだけれども、出国準備の期間だけです、もう研修は終わっているのですというような場合には短い期間を認めるということもでございます。そういう場合以外は、基本的には認めませんよというように書いております。

これは特区ですので、もしこういう変わった申請があった場合には本省のほうに連絡してくださいと、全く事務的なこともあわせて記載をしております。

最後、3のところ、今回のような場合には、しっかりした前提の中で入ってきますので、研修の場合ですと、家族を連れてくるということは普通はないのですけれども、中には研修といっても一般的にイメージする研修と違ってかなりしっかりしたようなもので、その御家族の方の滞在費などもしっかり支弁されるようなケースがございます。そういう場合については、現行の状態でも認めているというケースがございますけれども、今回のようなもの、この制度のものについては、いつも個別の案件ごとに認めているものに当たるものですよということを一応明確にするために書いています。ここに一応書いておくと、現場のほうで一個一個考えて、これは大丈夫なものですかと本省に上げたり、そういう手間が省けるという意味で、特例という趣旨ではございませんけれども、改めて明確にする

ために書いているということでございます。

というのは、基本的には事務手続を書いたものですが、こういう通知をあわせて出して、現場に周知を図って、円滑に進めていきたいと考えているところでございます。

省令案のときもそうでしたけれども、この通知についても、一応、兵庫県さんにも見ていただいておりますので、特に問題ないと思っておりますので、これで初めて、もともとは兵庫県さんも、別にほかにも使っていただければいいことなのですが、この粒子線の装置というのは、阿曾沼先生の前で私が何か物を言うのもお恥ずかしい限りですが、陽子線のほうでも何十億とか、重粒子線というのですかね。ああいうものだと100億近いとか聞きますので、これで技術を日本はかなりリードしていると聞いていますので、そこで技術を身につけた人がいなければ、せっかく日本のメーカーがいいものをつくっても売れませんので、そういうところに技術を持ち帰っていただいて、できれば日本のメーカーのものの輸出促進にもつながれば大変いいですし、ここは自治体のほうもしっかりやっただけですので、我々として、何か入国管理上で心配するようなことにはならない仕組みにできているのではないかと考えてございます。

冒頭、私のほうからの説明は以上でございます。

○阿曾沼委員 1 ページ目の(1) 特例措置の「外国医師等」という言葉と、2 ページ目の「以下『外国医師等』」というふうに云々とわざわざ「外国医師等」という言葉を定義しているのには何か意味があるのですか。また、特例措置の中の5行目「後記(2)の外国医師等に対して」というので、これは後記の(2) 外国医師等を指しているわけですね。確認です。

○根岸室長 そうですね。後記(2)の外国医師等と言っていますので。

○阿曾沼委員 議論は技師の方が中心的な論点ですので、外国医師等という表現は、通知上ではわかりにくいですね。

○根岸室長 前回、阿曾沼先生から、医師よりも医学物理士のほうがメインだという御指摘もいただきましたが、あくまでも制度のたてつけとして見ると、やはり結果として医療行為をやるということになりますので、そことセットであるということで、こういう書き方になっております。

○阿曾沼委員 わかりました。これはこれでいいと思うのですが、修練は出来るが、教授も出来るという認識でいいですか。医者教授制度というのがありますが、技師も同様と考えるといいですか。

○根岸室長 臨床修練の話とはちょっと別として、臨床修練はあくまでも医療行為との関係があるので、医師法の特例の法律で決めているわけですが、いわゆる技師の方。これは粒子線の話ですが、ほかのいろいろな技師について、いわば入管の立場からすると、医療関係の免許が必要なものと、必ず免許がないことには話が始まらないということになりますけれども、必ずしも免許の要らないような世界であると、一定の技術レベルのある技師の方。いわばエンジニアの分野がかなり医療の世界に近いところにいるというこ

とになりますので、通常であれば、そういう方は恐らく技術という在留資格。今、「技術・人文知識・国際業務」という、最近いろいろな御説明の中で出ているものですが、その在留資格の中で、その技術を使って自分で何かをやるということ、あるいは開発するというのもそうですし、その技術を使って、それを教える、指導するというのも、当然その技術を使った仕事に含まれるでしょうから、そこはその範囲で可能だと考えています。

○阿曾沼委員 話は少しそれますが、日本製である日立の陽子線装置が米国のMDアンダーソンという世界最高のがんセンターで使われています。圧倒的な治療数で日本の陽子線治療数なんかは3カ月ぐらいでやってしまいます。治療数が多ければ修練の機会も増える訳です。既に米国の医学物理士が日本の機械を使ってやっている訳です。そういう意味からすると、本当は外国人が日本に来て教授してもらいたい事も考えるべきだと思います。

○根岸室長 それは多分、現行制度で可能ということに。

○阿曾沼委員 現行制度の中で可能ですね。わかりました。ありがとうございました。

ほかに、事務局のほうから何かありますか。

○田中参事官 ございません。

○阿曾沼委員 ありがとうございました。